

(厚生労働委員会)

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法

律の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮に係る規定を早期に施行しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行期日を平成二十九年八月一日とする。

二 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置については、平成二十九年八月一日から施行する。